

特定非営利活動法人全国無洗米協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国無洗米協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区に置く。

(定義)

第3条 この定款で無洗米とは、とがなくても炊けるように、衛生的な精米工場で、うまみ層を残した上で、肌ヌカを取り除く処理をされた米の総称で、原料米の品種、銘柄、および無洗米機の種類、製法は一切問わないものとする。

(目的)

第4条 この法人は、無洗米の普及により、米のとぎ汁による河川、海、湖などの水質汚染を防止するとともに、環境保全に関する啓蒙活動を行うことを目的とする。また、無洗米市場を育成・拡大していくために、広く一般社会に無洗米について告知・啓蒙活動を行い、米の消費拡大にも寄与することも目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第6条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 米のとぎ汁が河川、海、湖などの水質汚染や赤潮発生などの大きな原因であることの一般への周知・啓蒙
- (2) 無洗米の規格（品質基準、環境基準、安全基準）の策定
- (3) 規格に基づく無洗米の検査、認証および格付け
- (4) 無洗米の規格、検査、認証に関する教育、研修、啓蒙
- (5) 市場に流通している無洗米についての定期的な検査、調査研究と、その情報の公開

- (6) 認証マークについての一般への周知徹底
- (7) その他、目的を達成するために必要と思われること

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、認証会員及び一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 認証会員 この法人の目的に賛同し、この法人の規格に合格して、認証マークの使用を認められた無洗米の製造業者のうち入会を希望する団体及び個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、入会した団体及び個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、参助するために入会した個人及び団体

(入会)

第8条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第9条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。但し、会費未納のものはそれを支払ってからの退会とする。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 無洗米のイメージダウンになるような行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第13条 既に納入した会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----------|
| (1) 理事 | 3人以上15人以下 |
| (2) 監事 | 1人 |
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(名誉会長)

第15条 この法人は総会の決議で、名誉会長を置くことができる。名誉会長はこの法人を象徴し、理事会の正式構成メンバーではないものとする。但し、理事会の要請に基づいて必要に応じて理事会に出席することができる。

(顧問及び相談役)

第16条 この法人は理事会の決議で、若干名の顧問、相談役を置くことができる。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の日常業務の責任者として、実務を統括・実行するとともに理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 顧問、相談役は理事会からの諮問に対し、助言を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第19条 役員任期は2年とし、選任から2年後に開催される定例総会の役員改選時をもって任期満了とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第22条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、認証会員及び一般会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 年会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 認証会員及び一般会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第18条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した認証会員及び一般会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、認証会員及び一般会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した認証会員及び一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は認証会員及び一般会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、認証会員及び一般会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第31条 認証会員及び一般会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない認証会員及び一般会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の認証会員及び一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した認証会員及び一般会員は、前条2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する認証会員及び一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 認証会員、一般会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、認証会員及び一般会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 複数の理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 助成金及び寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した認証会員及び一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 認証会員及び一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、認証会員及び一般会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国または総会で議決した民法第34条の規定により設立された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において認証会員及び一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、日本経済新聞に

掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第19条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	認証会員	10万円
	一般会員	(団体会員：5万円、個人会員：2万円)
	賛助会員	3千円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	稲垣辰彌
専務理事	岸永三
理事	今村征記
同	三橋美幸
同	増島博
同	前田正臣
監事	塩井辰男